

お 知 ら せ

平成27年10月

社会保険等未加入対策について

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、三重県では平成26年10月1日以降公告にかかる工事について、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入（適用除外を含む）を入札参加資格要件とする取組を行っています。今後、社会保険等未加入業者を排除する取組として、以下のとおり社会保険等未加入対策を行いますのでお知らせします。

I. 入札参加者への対策

平成28年4月1日以降公告（指名）にかかる工事について、最新の経営規模等評価結果通知書における社会保険等の加入の有無欄に「無」がある場合は、入札に参加できないこととします。

これに伴い、現在入札時に提出している経営規模等評価結果通知書等の提出が不要になります。

II. 元請業者等への対策

平成27年10月1日以降公告（指名）にかかる工事について、元請業者は、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者（建設業許可を有する者。以下同じ。）と一次下請契約を締結することを禁止します。

① 発注者の確認方法

発注者は、元請業者から提出された施工体制台帳の加入状況欄で確認します。

② 元請業者の役割

元請業者は、施工体制台帳作成時に下請業者の社会保険等の加入状況を確認してください。

③ 契約事項の明示

適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者との一次下請契約を締結することを禁止することについては、特記仕様書に明示するとともに、来年度以降工事請負契約書の改正を行う予定です。

④ 元請業者への措置

元請業者が、適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である建設業者と下請契約を直接締結することは契約違反に該当します。

⑤ 二次下請以降の未加入業者への対応

施工体制台帳において二次下請以降を含むすべての下請建設業者について、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入であることを確認した場合は、建設業許可権者に通報します。

下線部は平成27年8月のお知らせ時との変更点となります。